

久留米市埋蔵文化財調査集報 22

筑後国府跡第 305 次調査
筑後国府跡第 307 次調査
筑後国府跡第 309 次調査

令和4(2022)年3月
久留米市教育委員会

久留米市埋蔵文化財調査集報 22

筑後国府跡第 305 次調査
筑後国府跡第 307 次調査
筑後国府跡第 309 次調査

令和4(2022)年3月
久留米市教育委員会

序

福岡県久留米市は、福岡県第3位の人口を誇る県南の中核都市です。その歴史は古く、旧石器時代から人々の生活の痕跡が残されています。交通においては、縦横の陸路と筑後川の水運が交差する好立地を有し、九州の心臓ともいえる重要な位置を占めています。

このような環境の下、久留米市は、日本一住みやすいまち、幸せを実感できるまちを目指してまちづくりに努めています。

本書に収録している発掘調査は、すべて筑後国府跡で行われたものです。第305次調査は、市立合川小学校の敷地内で行われ、ピットが確認されました。第307・309次調査では、Ⅲ期政庁の東第一脇殿の北妻柱列が確認され、東第一脇殿の規模が確定しました。

今回の調査成果が、郷土学習や地域振興、文化教育の発展に寄与できることを願います。

また、発掘調査に際して多大なご協力をいただきました学校関係者及び地域住民の方々に心より御礼申し上げます。

令和4年3月31日

久留米市教育委員会
教育長 井上 謙介

例言

1. 本書は令和2年度及び令和3年度に実施した発掘調査の成果を掲載した報告書である。本書に掲載されている遺跡の調査回数、調査年度、調査担当者、遺跡略記号、調査番号は下表のとおりである。

遺跡名	調査回数	調査年度	調査担当者	略記号	調査番号
筑後国府跡	第305次	令和2年度(2020)	大隈 彩未	TKH-305	202014
筑後国府跡	第307次	令和2年度(2020)	小澤 太郎 熊代 昌之	TKH-307	202019
筑後国府跡	第309次	令和3年度(2021)	小澤 太郎 熊代 昌之	TKH-309	202102

2. 本書に掲載されている遺跡の発掘調査は、久留米市教育委員会が主体となり、上表の文化財保護課職員が担当した。
3. 本書に掲載している遺構実測図の作成、遺物実測・拓本・製図は、各調査担当者と会計年度任用職員が行った。遺構の測量はトータルステーションを用いて行い、測量データは株式会社CUBIC社製ソフト「遺構くん cubic」にて編集・保存している。
4. 遺構写真は調査担当者と当課職員の長谷川桃子が、使用したカメラの機種はCanon EOS 6D Mark IIである。
5. 遺物写真は、大隈が撮影した。使用したカメラは、PENTAX K-1 IIである。
6. 図面の方位は全て座標北を示す。また基準点の座標値は国土調査法第Ⅱ座標系を基に作成し、世界測地系(新座標系)を用いた。なお、熊本地震に係るパラメータ補正は行っていない。
7. 本書に使用した遺構及び調査表記は、以下のとおりである。
SB…掘立柱建物 SP…ピット Tr…トレンチ
8. 遺物観察表の凡例は下記のとおりである。
 法量の単位はcmである。〔 〕内の数値は復元値、()内の数値は現存値を示す。
 色調は『新版標準土色帖』(日本色研事業株式会社、1997年版)による。
 登録番号とは、久留米市文化財保護課が定める出土遺物の登録番号である。
 (例) 202014-000001 (調査番号-登録番号)
9. なお、本文中の遺物番号と写真図版の遺物番号は同一である。
10. 本調査に関わる遺物・記録類は、全て久留米市埋蔵文化財センターにおいて収蔵・保管されている。
11. 本書の執筆分担は本文目次と文末に示した。全体の編集は大隈が担当した。

本文目次

第1章 はじめに	(大隈) 1
第2章 筑後国府跡第305次調査	(大隈) 2
第3章 筑後国府跡第307次調査	(小澤) 7
第4章 筑後国府跡第309次調査	(小澤) 12
抄録	巻末

挿図目次

第1章 はじめに	
第1図 筑後国府跡発掘調査地域図 (1/5,000)	1
第2章 筑後国府跡第305次調査	
第2図 調査地点と周辺の遺跡分布図 (1/25,000)	4
第3図 調査地点の位置と周辺地形図 (1/2,500)	4
第4図 遺構配置図 (1/50)	5
第5図 筑後国府跡第305次調査出土遺物実測図 (1/4)	6
第3章 筑後国府跡第307次調査	
第6図 調査地点の位置と周辺地形図 (1/5,000)	8
第7図 遺構配置図 (1/200)	9
第8図 S B 4201・4202 平面図 (1/200)	10
第4章 筑後国府跡第309次調査	
第9図 III期政庁模式図 (1/1,000)	14

表目次

第2章 筑後国府跡第305次調査	
第1表 筑後国府跡第305次調査出土遺物観察表	6

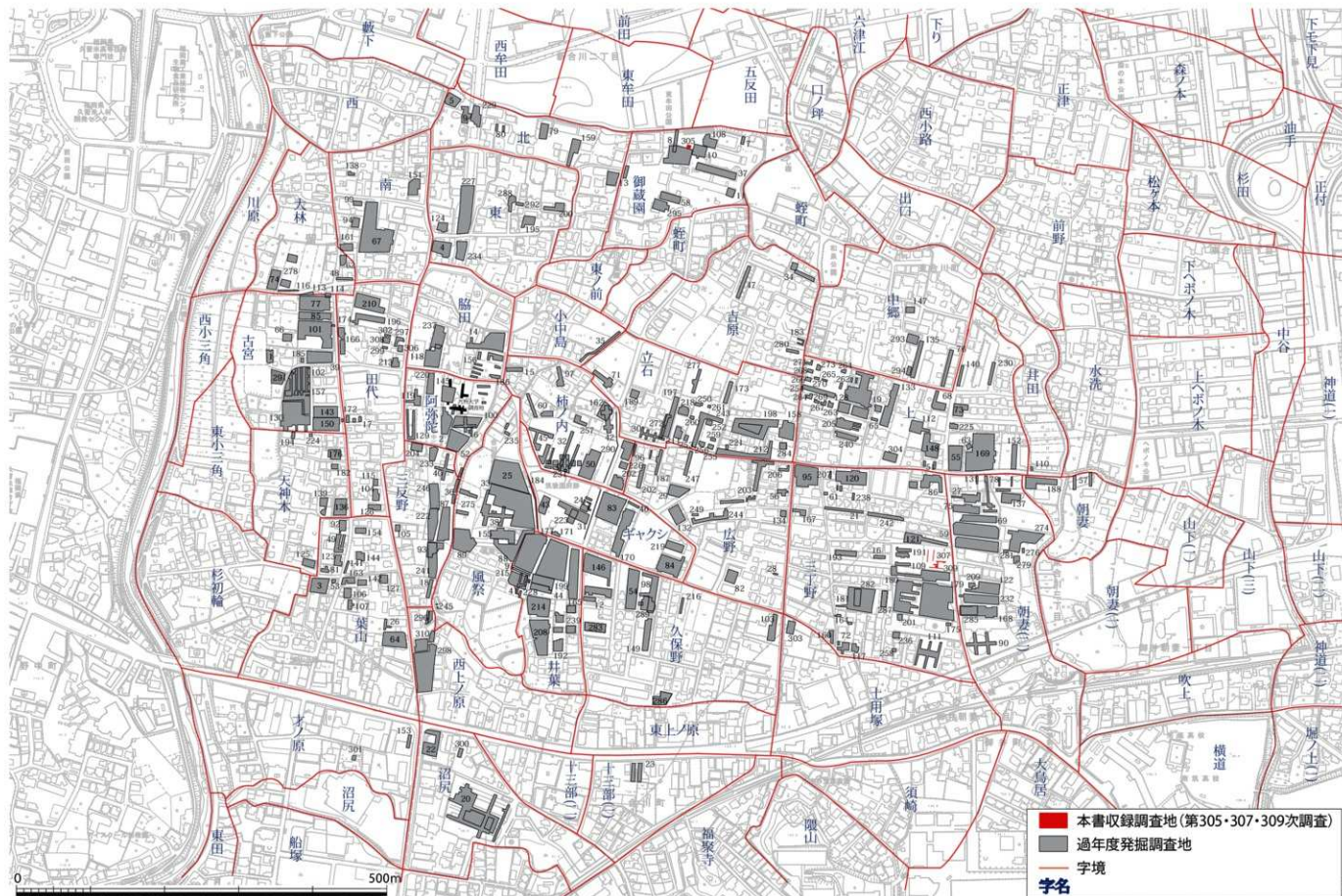
写 真 図 版 目 次

第 2 章 筑後国府跡第 305 次調査

- 図版 1
1. 第 305 次調査調査区全景（西から）
 2. 調査区南壁土層（北から）
 3. 出土遺物写真

第 3・4 章 筑後国府跡第 307・309 次調査

- 図版 2
1. Tr 1・3 柱穴列検出状況（南東から）
 2. Tr 2 全景（東から）
 3. Tr 3・4 全景（北東から）
 4. Tr 3 全景（南から）
 5. Tr 5 全景（東から）
 6. Tr 7 土層（東から）
 7. Tr 8 全景（南から）
 8. Tr 9 全景（西から）



第1図 筑後国府跡発掘調査地域図 (1/5,000)

第1章 はじめに

A) 本書刊行の経緯と収録遺跡

久留米市では、久留米市教育委員会が主体となり、市民文化部文化財保護課が担当し発掘調査を実施している。本書には市事業による開発工事等に先立って実施された調査や、事務所建設に先立つ試掘確認調査を収録している。以下、調査の概要を記す。

筑後国府跡第305次調査

令和2年度に実施した市立合川小学校屋外トイレ建設に先立つ発掘調査である。調査対象地は筑後国府跡の北限大溝に近接している範囲であるが、ビット数基を検出した。

筑後国府跡第307次調査

令和2年度に実施した事務所建設に伴う試掘確認調査である。筑後国府跡のⅢ期政庁の東第一脇殿S B 4201・4202の北妻柱を検出し、両建物の規模も確定した。また、S B 4201からS B 4202への建て替えが確認された。

筑後国府跡第309次調査

前年度に行われた筑後国府跡第307次調査地点における追加の試掘確認調査である。今回は、S B 4201に伴う床束と考えられるビットを検出した上、北限区画溝の落ちが確認された。

B) 調査の体制

各発掘調査の体制については、各章に発掘調査当時の体制を示した。本書を刊行した令和3年度の体制は以下のとおりである。

調査主体：久留米市教育委員会

教育長：井上 謙介

調査総括：久留米市市民文化部

部長：竹村 政高

次長：深堀 尚子

文化財保護課

課長：水島 秀雄

課長補佐：久保田由美

課長補佐兼主査：白木 守・丸林 禎彦

主査：水原 道範

事務主査：小澤 太郎 江島 伸彦

事前確認・調整担当：小澤 太郎・江島 伸彦・熊代 昌之

発掘調査・報告書作成担当：江島 伸彦・熊代 昌之・江頭 俊介

西 拓巳・小川原 励・大隈 彩未

長谷川桃子

整理担当（会計年度職員）：米澤美詠子・宮崎 彩香・今村 理恵

第2章 筑後国府跡（第305次調査）

1. はじめに

A) 調査に至る経緯

本調査は、市立合川小学校屋外トイレ建設に伴う事前の発掘調査である。令和2年8月7日に久留米市教育部学校施設課から、久留米市合川町字御藏園471-1における「埋蔵文化財包蔵の有無」の照会が提出された。対象地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である筑後国府跡（御藏園地区）の範囲内に含まれており、過去には校舎や体育館の建設に伴って計8回の発掘調査が実施されている。対象地周辺では、御藏園地区の西方に位置する北地区から約400m以上に渡って地形に沿って走る大溝が確認されている。この溝は、土塁が伴うことも判明しており、7世紀中頃から後半に比定されている。そのほか、弥生時代終末期の竪穴建物や中世の掘立柱建物、瓦器の廃棄土坑が確認されている。

開発予定の基礎構造上、遺跡の保護が不可能であったことから、発掘調査が必要な旨を回答した。その後、令和2年10月5日に学校施設課から発掘調査の依頼が提出されたため、同年10月19日から10月22日まで現地における発掘調査を実施した。調査終了後、令和4年3月31日まで整理作業及び報告書作成を行った。

B) 調査体制（令和2年度）

調査依頼：久留米市 教育部 学校施設課

調査主体：久留米市教育委員会

調査総括：久留米市 市民文化部

文化財保護課

教育長：井上 謙介

部長：竹村 政高

次長：西村 信二

課長：水島 秀雄

課長補佐：久保田 由美

課長補佐兼主査：白木 守・丸林 禎彦

主査：水原 道範

事務主査：小澤 太郎

事前確認・調整担当：小澤 太郎・熊代 昌之

調査担当：大隈 彩未

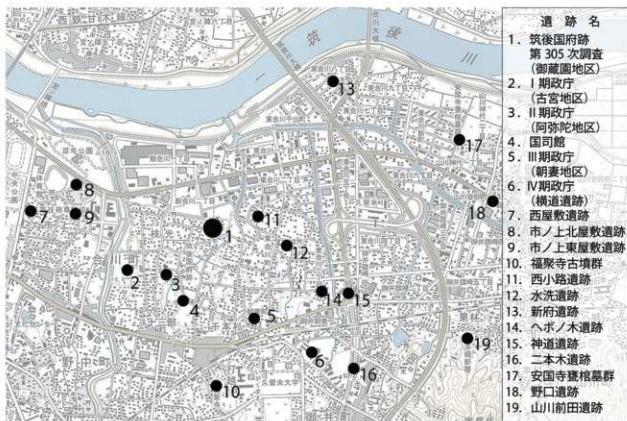
整理担当：米澤 美詠子・宮崎 彩香・今村 理恵

発掘調査作業員

國武 三歳・堀江 俊文・山田 治代・横山 満浩

2. 位置と環境

久留米市は筑後川の中流域にあたり、筑紫平野の中央部、低位段丘上に位置する。筑紫平野の南側には高良山が高くそびえる。ここから北西に派生する低位段丘上に筑後国府跡は位置し、東西



第2図 調査地点と周辺の遺跡分布図 (1/25,000)



第3図 調査地点の位置と周辺地形図 (1/2,500)

1.0km、南北0.7kmの範囲に及ぶ。台地上の南端には水縄断層帯が東西に伸び、断層崖下にはいくつもの湧水点が見られる。台地の西側は高良川、東側は井田川が流れ、北側の筑後川の氾濫原、南側の断層崖とともに国府域の四方を囲んでいる。

筑後国府跡付近では、旧石器時代から近世まで数多くの遺跡が確認されている。

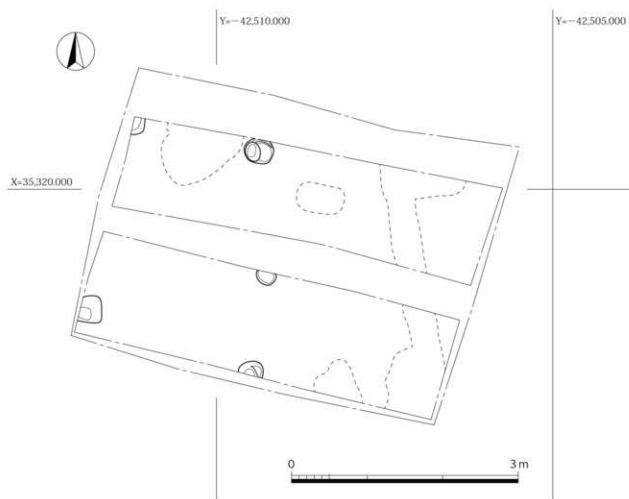
旧石器時代の生活痕跡は確認されていないものの、ヘボノ木遺跡や二本木遺跡、野口遺跡でナイフ形石器や台形様石器などが縄文時代以降の遺構埋土や包含層から出土している。

縄文時代の著名な遺跡として野口遺跡がある。竪穴状遺構や土坑、包含層等から多量の土器や石器が出土し、前期の「野口式土器」の標識遺跡となった。断層崖上に位置する横道遺跡では、草創期の微隆起線土器や縄文孔文土器、早期の集石遺構等、後期を除く時期の遺構や遺物が多数確認されている。そのほか、前期の水洗遺跡、後・晩期の西小路遺跡やヘボノ木遺跡、神道遺跡に遺構が存在する。

弥生時代に関しては、安国寺甕棺墓群（国史跡）で中期中葉から後期初頭の甕棺墓111基や土壇墓4基、祭祀土坑17基などが検出された。通称「市ノ上台地」上に位置する、市ノ上台屋敷遺跡では甕棺墓や竪穴状遺構、環状土坑列が確認され、同じく西屋敷遺跡では前期末～中期初頭の甕棺墓や、半蔵された内行花文鏡が副葬された石棺墓が発見された。市ノ上台地と高良川を挟んで対岸の「枝光台地」上に位置する筑後国府跡でも、古宮地区や大林地区を中心に集落が存在している。集落は大溝によって二分され、その両側に主軸方向を大溝と揃えた竪穴建物群や掘立柱建物が広がっている。その他、二本木遺跡や新府遺跡（前期末～中期）などでも多く資料が得られている。

古墳時代には高良山麓で古墳が営まれるようになる。周辺では、福聚寺古墳群で円墳や方墳2基が築造されている。横道遺跡では、箱式石棺4基・土壇墓2基が検出された。古墳時代の明確な集落はまだ確認されていないが、市ノ上東屋敷遺跡では、古墳時代初頭に属する一辺約25mの方形区画溝が検出されており、掘立柱建物が伴うことから、豪族居館の可能性も示唆されている。

筑後国府の前身官衙は、東アジアが政治的緊張状態にあった7世紀中頃に造成された。大溝や土塁によって防御され、強い軍事的性格をもつ官衙施設である。その後、筑後国が成立した7世紀末～8世紀前半に、前身官衙域を踏襲した東西100m以上、南北約180mの築地塀で区画されたⅠ期政庁が営まれた。その後、8世紀初めに大宰府が成立したことにより、筑後国府もⅠ期政庁からⅡ期政庁に移転した。Ⅰ期政庁から東に約200mの地点に位置し、東西約70m・南北約80mの範囲に築地塀を伴う方形区画が造成された。Ⅱ期政庁と浅い谷を挟んだ南東約200m付近では、国司館跡も確認されている。Ⅱ期政庁は、天慶2（939）年に勃発した藤原純友の乱で大宰府と共に火災により焼失したと推定されており、Ⅲ期政庁がⅡ期政庁からさらに東へ約600m付近の地点に再建された。Ⅲ期政庁は東西137m・南北141mの大区画をなし、幅3mの大溝で囲まれている。11世紀末にⅢ期政庁が廃絶すると、南東300mの断層崖上の横道地区（横道遺跡）にⅣ期政庁が移転される。『高良記』における「今ノ府」と思われる政庁は12世紀後半まで存続したようである。Ⅳ期政庁への移転に伴い、神道遺跡や二本木遺跡周辺では集落が形成されるようになった。



第4図 遺構配置図 (1/50)

なお、山川前田遺跡では発掘調査で断層が確認され、『日本書記』天武七年条にみられる筑紫大地震の震源が水縄断層系であったことが判明している。

3. 調査の経過

令和2年10月19日に重機による表土剥ぎを実施した。同日の午後から現場設営と遺構検出を行った。20・21日に遺構検出及び遺構の掘り下げを行った。21日には調査区の全体写真を撮影し、午後から重機による埋め戻しを行った。22日に器材の撤取を行い、現地での発掘調査を終了した。調査対象面積は、当初の予定では開発部分の33㎡であったが、表土剥ぎの際に対象範囲内で使用中の水道管が2本発見されたため、調査面積は16㎡に減少した。

遺物整理や報告書作成は、令和3年4月1日から遺物の選別・接合・復元等の作業を開始した。その後、遺物実測及び浄書、遺物写真撮影等を行い、並行して執筆・編集作業を実施した。すべての作業は、令和4年3月31日に終了した。

なお、遺構番号については調査時に作成した遺構番号図を紛失してしまったため、不明である。

4. 検出遺構と出土遺物

A) 基本層序 (図版1)

地表下約0.9mで遺構面を検出した。表土は3層からなり、1層の表土が約0.2m、2層の褐色土が約0.3m、3層の黒褐色土が約0.4m確認された。

B) 検出遺構

調査面積が狭く、遺構密度も稀薄であった。今回の調査では、ピット5基を検出した。

C) 出土遺物 (第5図、図版1、第1表)

今回の調査では、ビニール袋5袋分の土師器が出土した。遺物の法量など、詳細な内容については、第1表の出土遺物観察表を参照されたい。



第5図 筑後国府跡第305次調査出土遺物実測図(1/4)

第1表 筑後国府跡第305次調査出土遺物観察表

遺物 番号	出土 遺構	材質	器種	法量			色調		調整		胎土	備考	登録 番号
				口径 (長)	底径 (幅)	器高 (厚)	外面	内面	外面	内面			
1 第5図	SP1	土師器	杯	—	—	(1.0)	黄橙	黄橙	ナデ	ナデ	精良	摩耗著しい。	202014 000001
2 第5図	SP4	土師器	甕	—	[7.8]	(6.7)	明赤褐	黄橙	ハケ目 ナデ	ナデ ホサエ	0.5mm～1.0cm 大の砂粒を含む。	器面の荒れが 著しい。	202014 000002

5. 総括

筑後国府跡の御蔵園地区で調査を行った。合川小学校内では、過去に8回調査が行われている。本調査区に近接する第7・8・108次調査では筑後国府の北限に位置する大溝が確認されている。先述のとおり、北限の大溝は御蔵園地区の西方にある北地区から約400m以上地形に沿って走っている。7世紀中頃～後半に比定され、東アジアが政治的緊張状態にあった時期に造成された軍事的な性格の強い防衛施設とされている。今回の調査を行うにあたって、北限大溝に関連する遺構の存在が予想されたが、開発面積が極小であることから、調査面積も非常に狭く、検出された遺構もピットのみであった。(大隈)

第3章 筑後国府跡（第307次調査）

1. はじめに

A) 調査に至る経過

本調査は、事務所建設に先立つ試掘確認調査である。土地所有者より、令和3年3月19日付で、久留米市朝妻町字三丁野1421番1の一部、1422番1の一部における「埋蔵文化財包蔵の有無について（照会）」が提出された。当該地は筑後国府跡Ⅲ期政庁北東隅にあたり、本市教育委員会の『史跡筑後国府跡保存活用計画』が定める“保護を要する範囲”に含まれる。同計画によれば、“保護を要する範囲”とは、「史跡指定地である『A区に準ずる地区とし、史跡としての本質的価値を構成する要素の保存に万全を期す』と定められている。

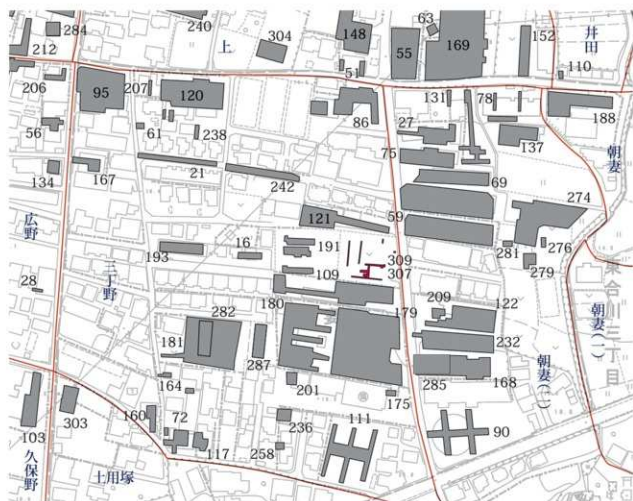
対象地の南隣接地では、平成3年度に筑後国府跡第109次調査が実施され、大溝と南北棟の大形掘立柱建物2棟が発見されている。その後、一帯で実施された発掘調査において、大溝は南北141m、東西137mの範囲を圍繞することが判明した。区画の中央北寄りには、片廂を有する5間×3間の正殿があり、左右には脇殿が2棟ずつ縦列配置することが確認された。第109次調査で検出した大形建物は、東第一脇殿に相当し、柱六列は対象地内に延びる可能性が高いことが想定された。

今回は、「史跡筑後国府跡保存活用計画」に基づき遺構の保護を図るため、東第一脇殿柱穴の存在の有無の確認と遺構面までの深さのデータを得る必要があった。代理人を通じて地権者側に試掘確認調査を実施する旨を伝え、快諾を得た。

B) 調査の体制（令和2年度）

調査の体制は、以下のとおりである。なお、遺構写真の撮影、測量、測量データの編集については、本課の大隈彩未と長谷川桃子の援助があった。

調査主体：久留米市教育委員会	教育長：大津 秀明
調査総括：久留米市 市民文化部	部長：竹村 政高
	次長：西村 信二
文化財保護課	課長：水島 秀雄
	課長補佐：久保田由美
	課長補佐兼主査：白木 守・丸林 禎彦
	主査：水原 道範
	事務主査：小澤 太郎
事前確認・調整担当：小澤 太郎・熊代 昌之	
調査担当：小澤 太郎・熊代 昌之	



第6図 調査地点の位置と周辺地形図 (1/5,000)

2. 位置と環境

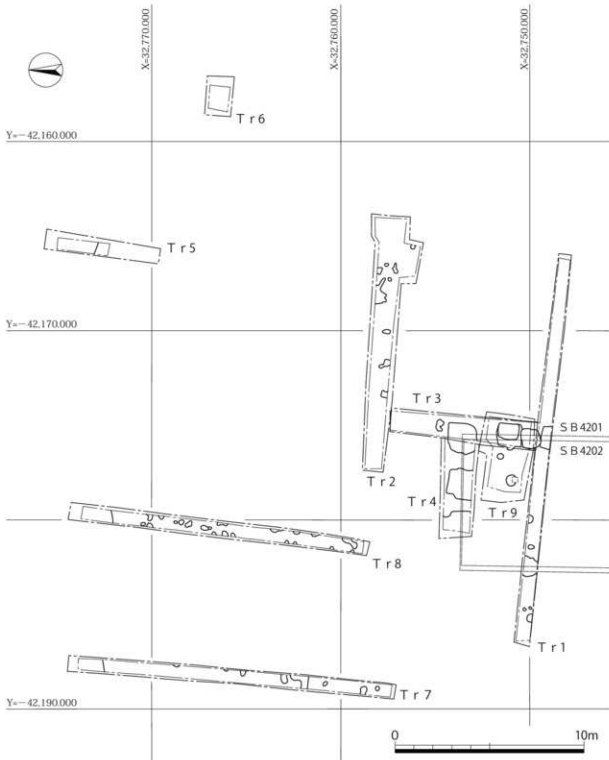
位置と環境については、「第2章 筑後国府跡 (第305次調査)」の項を参照いただきたい。

3. 調査の経過

調査は令和3年3月30日に実施した。まず、東第一脇殿S B 4201・4202の柱穴北延長部の存在を確認するため、敷地中央南端部に東西トレンチを設定した(T r 1)。ここで、一辺1.1～1.2mの方形掘形を東西6mの間隔で2基検出したため、対象地内に同建物が伸びることが判明した。

次に、計画されている事務所棟の中央部付近に東西トレンチを設定した(T r 2)。T r 1の北方約8mの地点である。ここからは大形掘形が検出されず、S B 4201・4202はT r 2の南側で取まることがわかった。更に同建物の北妻柱列を確認するために、T r 1で検出された東側柱列を構成すると思われる方形掘形を起点に、T r 2の位置まで南北トレンチを設定した(T r 3)。同トレンチからは、想定通り東側柱列の柱穴を検出した。

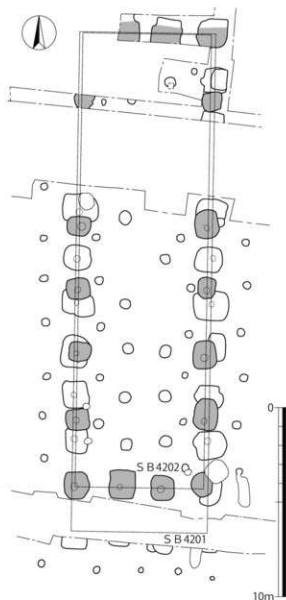
その北端部の柱穴を起点に今度は、東西トレンチを設定した(T r 4)。ここでは、2間分の方



第7図 遺構配置図 (1/200)

形掘形を確認できたため（北妻柱列）、S B 4201・4202の規模が確定した。

また、事務所建物の配置を北側に変更する案を検討するため、遺構面までの深さや大溝（区画溝）の延長部を確認した（Tr 5・6）。



第8図 SB4201・4202 平面図 (1/200)

mである。トレンチ中程で北東隅柱にあたる方形掘形を検出しており、東第一脇殿の規模が確定した。同建物に関わる方形掘形が4基確認された。外は、ほぼ遺構は見られない。

Tr 4 Tr 3の中程から西に延長した東西トレンチである。トレンチ規模は、長さ約5m、幅約1.6mで、東第一脇殿北妻柱列を構成する大形の方形掘形3基を確認した。その他の遺構は認められない。

Tr 5 対象地北東側に設定した南北トレンチである。トレンチ規模は、長さ約6m、幅約1mである。耕作土(約60cm)、茶灰色の客土(約30cm)、包含層(約80cm)の順で地山に達し、この面から北面区画溝の掘形が確認できた。

Tr 6 対象地北東側に設定したテストピットである。その規模は、約1.5m四方である。現G.L.下、耕作土(約50cm)、客土(約20cm)、包含層(約90cm)の順で地山面に達する。第

4. 検出遺構

調査地は標高約18mの低台地上に立地している。地形は南西から北東側に向け傾斜する。現況は畑地である。調査は、遺構の保護を図るため上面確認に留めた。調査面積は67㎡である。以下、設定した各トレンチの状況及び、SB4201・4202について述べたい。なお、出土遺物はない。

Tr 1 対象地南端部中央付近に設定した東西トレンチで、長さ約20.5m、幅約0.8mである。トレンチ西端部では、耕作土(約20cm)、包含層である暗黒褐色土(約20cm)の順で暗茶褐色土の地山に達する。東端部では包含層が10cm程厚みを増し、現G.L. - 50cm程で地山に達する。東第一脇殿の東・西側柱列を構成する方形掘形2基以外は、小ピット数基を検出したのみである。

Tr 2 Tr 1の北方約8mの地点に設定した東西トレンチである。長さ約13.4m、幅約1.4m、東端部はピットの広がりを見るため一部拡張している。トレンチ西端部では、耕作土(約20cm)、包含層(50cm)の順で地山検出面に至る。東端部では、現G.L. - 75cm程で地山となる。全体的に小ピットが散見されるのみである。

Tr 3 東側柱列を検出する目的で設定した南北トレンチである。規模は長さ約7.8m、幅約1.2

109次調査で検出された大溝S D 4204の北延長部に当たると思われたが、溝の肩部を検出できなかった。あるいは、溝内部に当たる可能性も残る。

掘立柱建物

S B 4201 (第8図、図版2)

桁行2間分、梁行2間分を検出した。柱穴は一辺約1.2～1.4mの方形を呈する。北妻柱列を検出したことから、全体規模が確定した。平面形式は桁行11間、梁行3間の側柱建物で、桁行総長は26.4m(88尺)、梁行総長は7.2m(24尺)を測る。柱痕を検出していないが、第109次調査におけるデータを参照すると、桁行・梁行ともに2.4m(8尺)等間と考えられる。東側柱列北第2柱列には、床東と考えられる径約30cmの柱穴がみられる。同建物の主軸方位はN-2°-Eであり、重複関係から、S B 4202に先行する。

S B 4202 (第8図、図版2)

桁行1間分、梁行2間分を検出した。柱穴プランは、方形から隅丸方形を呈し、一辺約1mとやや小振りとなっている。平面形式は桁行7間、梁行3間の側柱建物で、桁行総長は24.2m(約80尺)、梁行総長は6.8m(約22.5尺)を測る。柱間は桁行、梁行とも不揃いである。平均値は桁行で約3.45m(11.5尺)と先行するS B 4201よりも広く、梁行は約2.25m(7.5尺)と狭くなっている。建物の主軸方位はN-1°-Eで、重複関係からS B 4201より後出する。

5. 総括

調査の結果、Ⅲ期国庁の東第一脇殿S B 4201・4202の北妻柱列を検出した。S B 4201からS B 4202への建替えを追認することができ、両建物の規模も確定した。調査地の南方で実施された第179次調査では、東第二脇殿179 S B 20が検出されている。2度同位置で建替えられているが、いずれも平面形式は桁行12間、梁行3間の側柱建物で、最終的なC期の規模は、桁行総長28.8m、梁行総長7.1mを測る。東第一脇殿S B 4201より桁行側に2.4m(1間分)、同S B 4202より4.6m長い。東第一脇殿S B 4201・4202と同第二脇殿179 S B 20の梁行幅は、7m前後でほぼ同様であるが、一貫して東第一脇殿の規模がやや小形であることが判明している。(小澤)

※Ⅲ期国庁に關係する本市教育委員會発行の主な報告書(※シリーズ名「久留米市文化財調査報告書」は「久文報」と略している。)

【正殿】

水原道範「IX. 第180次調査」『筑後国府跡—平成12・13年度発掘調査概要報告—』久文報第182集、2002年

【東第一脇殿】

水原道範「XI. 第109次調査」『筑後国府跡・国分寺跡—平成3年度発掘調査概要—』久文報第70集、1992年

【東第二脇殿】

水原道範「IX. 第179次調査」『筑後国府跡—平成12・13年度発掘調査概要報告—』久文報第182集、2002年

【西第二脇殿】

神保公久「Ⅲ. 第181次調査」『筑後国府跡—平成14年度発掘調査報告—』久文報第193集、2003年

【北門】

神保公久「第191次調査」『筑後国府跡—平成15年度発掘調査報告—概要報告—』久文報第200集、2004年

※第8図については、第109次、第179次は旧測地系、第179次はGPS設置の基準点を使用、そして今回は熊本地震以降に設置された世界測地系の基準点を使用している。そのためそれぞれにずれが生じている。今回は世界測地系で作成した図面を基準に地形図などを勘案し合成したものである点を記しておく。

第4章 筑後国府跡（第309次調査）

1. はじめに

A) 調査に至る経過

本調査は、事務所建設に先立つ試掘確認調査であり、令和2年度に実施した第307次調査に続く追加調査である。以前の経過は「第3章 筑後国府跡（第307次調査）」を参照されたい。

第307次調査では、筑後国府跡Ⅲ期政庁の東第一協殿S B 4201・4202の位置と規模が確定された。建設予定建物は、東第一協殿に近接して建築され、保護層も確保できないことから、独立基礎の打設時に遺構が破壊される恐れがあった。代理人を通じて施主側に、地形的に保護層の確保が可能な北東側への建物位置の変更を提案した。検討に入った相手方からは、敷地レイアウトの関係上、北東側ではなく、北西側への建築計画変更が伝えられた。このため、前回、確認調査を未実施だった対象地北東側を中心に追加でトレンチを設定し、遺構面までの深さと遺構の分布状況を確認することになった。

B) 調査の体制（令和3年度）

調査の体制は、以下のとおりである。なお、遺構写真の撮影、測量、測量データの編集については、本課の大隈彩未と長谷川桃子の援助があった。

調査主体：久留米市教育委員会 教育長：井上 謙介

調査総括：久留米市市民文化部 部長：竹村 政高

次長：深堀 尚子

文化財保護課 課長：水島 秀雄

課長補佐：久保田由美

課長補佐兼主査：白木 守・丸林 禎彦

主査：水原 道範

事務主査：小澤 太郎・江島 伸彦

事前確認・調整担当：小澤 太郎・熊代 昌之

調査担当：小澤 太郎・熊代 昌之

2. 位置と環境

位置と環境については、「第2章 筑後国府跡（第305次調査）」の項を参照いただきたい。

3. 調査の経過

調査は令和3年4月8日に実施した。対象地北東側に南北トレンチ2本を設定した（T r 7・8）。また、東第一協殿S B 4201・4202の北妻柱筋が約1間分短い可能性も残るため、確認のためトレンチを掘削した（T r 9）。

4. 検出遺構

調査地は標高約18mの低台地上に立地する。現況は畑地で、調査は遺構の保護を図るため、上面確認に留めている。調査面積は40㎡である。以下、設定した各トレンチの状況及び、S B 4201・4202について、今回新たに判明した点について述べたい。トレンチ番号は、前回の第307次調査からの続き番号とした。なお、出土遺物はない。

T r 7 調査区西端部に設定した、長さ約17.2m、東西約0.8mの南北トレンチである。南側では、耕作土(約20cm)、黒褐色土の包含層(約30cm)の順で地山に達する。対象地の地形は南から北にむけて標高を下げるため、約65cmの比高差がある。遺構密度は全体的に低く、トレンチ南側にピットが散見されるのみだが、北端部には北限区画溝南肩の落ちが認められた。

T r 8 T r 7の約6.8m東側に設定した、長さ約16m、幅約0.8mの南北トレンチである。南側では、耕作土(約30cm)、包含層(約40cm)を経て地山に達する。北側では深くなり、耕作土(約35cm)、灰褐色の客土(約20cm)、包含層(約60cm)で地山面となる。トレンチ北端には北限区画溝南肩の落ちが見られ、全体的に小ピットが確認された。

T r 9 第307次調査のT r 3で確認されていた東第一脇殿の東側柱列北第二柱穴を起点に、梁行一間分、長さ約4.4m、幅約2.4mを掘削した。S B 4201に伴う床束と想定される径約30cmのピット1基を検出したのみで、同建物の北妻柱列は確認されなかった。

掘立柱建物

S B 4201・4202 (第8図、図版2)

T r 9で東第一脇殿S B 4201に伴う床束と考えられるピットを検出し、同建物が床張りの建物であった可能性を追認した。また、東第一脇殿S B 4201・4202に伴う北妻柱列が検出されなかったことから、前回の第307次調査の結果を受けて推定した同建物の規模も追認された。

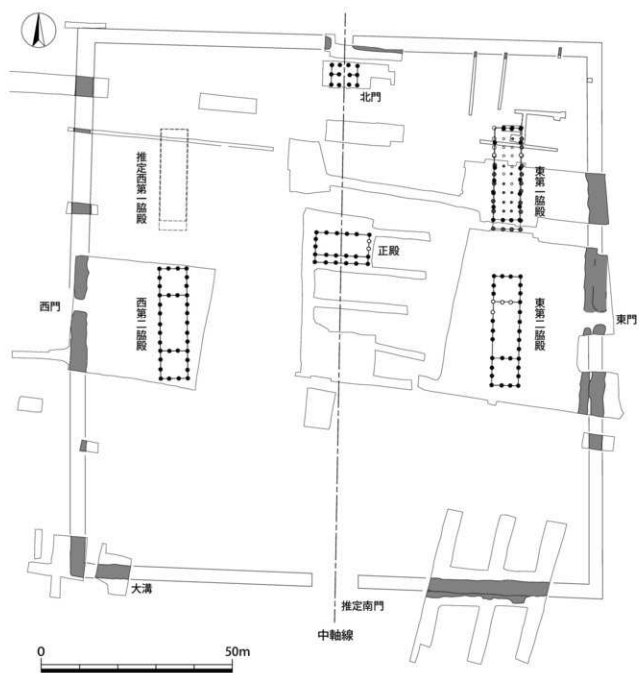
5. 総括

二度にわたる試掘確認調査によって、第109次調査以来謎であったⅢ期国庁の東第一脇殿の規模が確定したことは大きな成果である。

なお、調査の成果を受けて施主・代理人側と数度の協議を行った結果、事務所建物は東第一脇殿を避けて、対象地北西側へ場所を移し、かつ建物部分には現況地盤よりも56cmの盛土を施して、45cmの保護層を確保し、保存措置をとることができた。

懸案として残ったのは、敷地南側に設置される東西方向のフェンスである。問題点は、東第一脇殿の北妻柱列上に計画され、基礎床掘が遺構面に達することであった。こちらについても協議を繰り返し、東第一脇殿上とその両側約2m分については、基礎の深さを浅くし、約20～25cmの保護層を確保できた点についても付け加えておく。

(小澤)



第9図 III期政庁模式図 (1/1,000)

写真図版



1. 筑後国府跡第305次調査調査区全景（西から）



2. 調査区南壁土層（北から）



3. 出土遺物写真

図版 2

筑後国府跡第307次調査

筑後国府跡第309次調査



1. Tr 1・3柱穴検出状況 (南東から)



2. Tr 2全景 (東から)



3. Tr 3・4全景 (北東から)



4. Tr 3全景 (南から)



5. Tr 5全景 (東から)



6. Tr 7土層 (東から)



7. Tr 8全景 (南から)



8. Tr 9全景 (西から)

報告書抄録

ふりがな	くるめしまいぞうぶんかざいちょうさしゅうほう 22
書名	久留米市埋蔵文化財調査集報 22
シリーズ名	久留米市文化財調査報告書
シリーズ番号	第 429 集
編著者名	大隈 彩未(編)・小澤 太郎
編集機関	久留米市 市民文化部 文化財保護課
所在地	〒 830 - 8520 福岡県久留米市城南町 15 - 3 TEL : 0942 - 30 - 9225 FAX : 0942 - 30 - 9714 Email : bunkazai@city.kurume.fukuoka.jp
発行年月日	2022 (令和 4) 年 3 月 31 日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
ちくごくふあと 筑後国府跡 だい じりょうさ 第 305 次調査	ちくごくふあと 福岡県久留米市 あいかまちあざみくらぎの 合川町字御蔵園 471-1	40203	30112	33° 19° 44°	130° 32° 36°	20201019 ～ 20201022	16㎡	記録保存調査
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
筑後国府跡 第 305 次調査	官衙	古代	ビット		5基 土師器など		ビットを5基確認した。	
要 約								
筑後国府跡の御蔵園地区に位置し、過去の調査では、筑後国府跡の北限大溝などが輸出されている。今回の調査は調査面積が狭く、後世の掘削もあり、ビットが確認されたのみであった。								
土木工事の届出日			令和 2 年 9 月 1 日		遺物の発見通知日		令和 2 年 10 月 26 日 (2 文財第 1510 号)	

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
ちくごくふあと 筑後国府跡 だい じりょうさ 第 307 次調査	ちくごくふあと 福岡県久留米市 あさつばまらあざみくらぎの 朝妻町字三丁野 1421 番 1 の一部、 1422 番 1 の一部	40203	30112	33° 18° 46°	130° 32° 43°	20210330	67㎡	試掘確認調査
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
筑後国府跡 第 307 次調査	官衙	古代	掘立柱建物 ビット		2棟 —		Ⅲ期政庁の東第一脇殿 S B 4201・4202 の北妻柱列を検出した。	
要 約								
Ⅲ期政庁の東第一脇殿 S B 4201・4202 の北妻柱列を検出した。S B 4201 から S B 4202 への建替えを追認することができ、両建物の規模も確定した。東第一脇殿 S B 4201・4202 と同第二脇殿 179 S B 20 の梁行幅は、7 m 前後ではほぼ同様であるが、一貫して東第一脇殿の規模がやや小形であることが判明している。								
土木工事の届出日			令和 3 年 5 月 17 日		遺物の発見通知日		—	

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地		コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
			市町村	遺跡番号					
筑後国府跡 第309次調査	福岡県久留米市 朝妻町字三丁野 1421番1の一部、 1422番1の一部		40203	30112	33° 18' 46"	130° 32' 43"	20210408	40㎡	試掘確認調査
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構		主な遺物		特記事項		
筑後国府跡 第309次調査	官衙	古代	掘立柱建物 ビット		—		第307次調査の追加調査。		
要 約									
<p>前回の第307次調査で、確認調査を未実施だった対象地北東側を中心に追加でトレンチを設定し、遺構面までの深さと遺構の分布状況を確認した。S B 4201に伴う床東と考えられるビットを検出し、同建物が床張りの建物であった可能性を追認した。また、S B 4201・4202に伴う北妻柱列が検出されなかったことから、前回の第307次調査の結果を受けて推定した同建物の規模も追認された。北端部には北限区画満南軒の落ちが認められた。</p>									
土木工事の届出日			令和3年5月17日			遺物の発見通知日		—	

久留米市埋蔵文化財調査集報 22

久留米市文化財調査報告書 第 436 集

令和 4 年 3 月 31 日

発行 久留米市教育委員会

編集 久留米市市民文化部文化財保護課

印刷 中村印刷有限公司

久留米市梅満町 972